

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 89 号)

令和6年2月6日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和5年4月5日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「戸籍住民課が返還によって保有する住民票コード通知票及び住民票コード変更通知票」

2 実施機関の決定

令和5年4月18日、実施機関は、本件保有個人情報は存在しないとして、法第82条第2項の規定に基づき、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和5年4月24日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件保有個人情報の開示を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 実施機関は、「住民票コード通知票交付申請書」及び「住民票コード変更請求書・交付申請書」の記録を利用して「住民票コード通知票」及び「住民票コード変更通知票」を作成して保有することができるため、その原本の写しを開示することができる。
- 2 本件開示請求時に添付した「住民票コード通知票」及び「住民票コード変更通知票」の原本を利用し、その写しを開示することもできる。
- 3 実施機関が「住民票コード通知票」及び「住民票コード変更通知票」の原本を詐取したことは、法第66条第1項（安全管理措置）に違反する。
- 4 本件処分に係る保有個人情報不開示決定通知書の「1 開示請求に係る保有個人情報の名称等」に「令和5年4月5日に開示請求者が大津市に返還したとする原本」と記載されているが、その利用方法が法第63条（不適正な利用の禁止）に違反する。
- 5 法第62条（利用目的の明示）の規定によると、取得状況から利用目的が明らかな場合等を除き、個人情報を取得する時には本人にその利用目的を明示しなければならないところ、明示していない点が違法である。

- 6 以上から、実施機関が不当に不開示とした。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 開示請求の対象となる「住民票コード通知票」及び「住民票コード変更通知票」の原本は、実施機関が請求者に交付した文書であり、請求者本人が保有すべきものであるが、令和5年4月5日に提出した保有個人情報開示請求書に請求者自身が添付したものである。
- 2 開示請求の対象となる保有個人情報は、開示請求時点で市が保有している必要があるため、本件のように開示請求時点で保有していない個人情報に対する開示請求の場合は、不存在を理由に不開示決定を行うこととなる。
- 3 以上から、市が保有しない個人情報として不開示決定を行ったものである。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件開示請求について

本件開示請求は、審査請求人が、本件開示請求時に添付して実施機関に提出した本件保有個人情報の開示を求めるものである。

- 2 本件審査請求に係る争点について

実施機関は、本件保有個人情報は開示請求時点において実施機関が保有しているものではないことから本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件開示請求時に添付して提出した「住民票コード通知票」及び「住民票コード変更通知票」をもって本件保有個人情報を開示することができる等を主張している。

そこで、当審査会は、審査請求人が開示請求時に添付して実施機関に提出した本件保有個人情報について、開示請求の対象となる法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するか否かを検討した上で、本件処分の適否について判断する。

- 3 法第60条第1項該当性について

法第60条第1項には、「「保有個人情報」とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。」とある。

また、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（個人情報保護委員会事務局発行。以下「事務対応ガイド」という。）によると、「開示請求の対象となる保有個人情報は、開示請求の時点において保有されている必要がある。」とある。

本件では、本件保有個人情報それ自体が、開示請求の時点において保有個人情報開示請求書に「添付」して実施機関に提出されたものであり、開示請求時点で実施機関が保有しているとは言えず、この点に係る上記実施機関の主張は首肯することができる。

また、事務対応ガイドによると、法第60条第1項本文中「行政機関等が保有している」とは、「職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。」とある。本件保有個

人情報は、開示請求の時点において実施機関が利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態とは言えず、それを覆すべき事情も認められないから、この点においても、本件保有個人情報が実施機関において保有されているとは言えない。

以上から、本件保有個人情報は、法第60条第1項に規定する「保有個人情報」とは認められない。

4 本件処分の適否について

事務対応ガイドによると、「開示請求の時点において保有していない個人情報に対する開示請求が行われた場合については、不存在又は存否応答拒否（法第81条）を理由とする不開示決定を行うこととなる。」とあり、これを本件に当てはめるに、上記のとおり、実施機関において本件保有個人情報は、開示請求時点で保有されていないから、法の対象である「保有個人情報」（法第60条第1項）に係る開示請求であるとは認められず、実施機関の行った不存在を理由とする本件処分には理由がある。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 5月18日	諮問書の受理
令和6年 1月19日	審議
令和6年 2月 6日	答申